

上越市事業継続支援緊急対策支援金給付規則をここに公布する。

令和8年8月3日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市規則第50号

上越市事業継続支援緊急対策支援金給付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、中東情勢の悪化に伴う原材料価格及びエネルギー価格の上昇並びに供給不安の影響により休業等を実施した中小企業者等の事業継続を支援するため、予算の範囲内で給付する上越市事業継続支援緊急対策支援金（以下「支援金」という。）の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 不給付事業者 次のいずれかに該当する事業者をいう。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む事業者

イ 政治団体

ウ 宗教上の組織又は団体

エ 暴力団（上越市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年上越市条例第34号）

第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

オ アからエまでに掲げる事業者のほか、本支援金の趣旨に照らして適当でないと市長が特に認めるもの

(2) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者（不給付事業者を除く。）をいう。

(3) 農林水産事業者 農林水産業を営む者（不給付事業者を除く。）で、その成果物を有価で販売しているものをいう。

(4) 中小企業者等 中小企業者及び農林水産事業者をいう。

(5) 休業等 中東情勢の悪化に伴う原材料価格及びエネルギー価格の上昇並びに原材料等の供給不安又は物流停滞等の影響により、事業活動の全部若しくは一部を休止し、又は操業日数若しくは営業時間を縮小することをいう。

- (6) 雇用調整助成金対象事業者 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第1号の規定並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の2及び第102条の3に規定する雇用調整助成金の対象となる事業者をいう。

（給付対象者）

第3条 支援金の給付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「給付対象者」という。）とする。

- (1) 中小企業者等に該当し、法人にあつては市内に事務所又は事業所を置くもの、個人事業者にあつては市内に住所を有し、又は市内に事務所若しくは事業所を置くもの
- (2) 農林水産事業者にあつては、令和7年度確定申告書の販売金額の欄に1円以上の金額の記載があるもの
- (3) 給付金を申請する時点において継続して事業を行い、かつ、給付の決定以降も事業を継続する意思がある中小企業者等で、次の要件を満たすもの

ア 雇用調整助成金対象事業者 雇用保険の適用事業主であつて、雇用調整助成金の計画届を提出していること。

イ 雇用調整助成金の対象とならない事業者 中東情勢の悪化に起因し、令和8年8月3日から同年10月30日までの間に、連続又は累計12日以上の休業等を実施していること。

（支援金の額等）

第4条 支援金の額は、一の給付対象者につき10万円とし、1回を限度とする。

（給付申請）

第5条 支援金の給付を受けようとする給付対象者は、別に定める申請書に、次の各号に掲げる給付対象者の区分に応じ、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 雇用調整助成金対象事業者

ア 雇用調整助成金の計画届の写し

イ 誓約書

ウ 農林水産事業者にあつては令和7年度確定申告書の写し

エ その他市長が必要と認める書類

- (2) 雇用調整助成金の対象とならない事業者

ア 休業等状況報告書

イ 休業等の状況及びその理由を確認できる書類

ウ 誓約書

エ その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、令和8年8月3日から同年10月30日までの間に行わなければならない。

(給付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、速やかに支援金の給付の可否を決定するものとする。

(支援金の返還)

第7条 市長は、給付対象者が偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けたときは、支援金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年8月3日から施行する。